

妙鏡院 竹林精舎合同永代供養墓 生前契約書

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	住職	阿比留 節 眞



申請者	郵便番号	住 所	
(乙)	-		
申込者の氏 名			①
申込年月日			年 月 日
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない
没年月日	歳	○×を付けて下さい
		墓石の彫刻

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない
没年月日	歳	○×を付けて下さい
		墓石の彫刻

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

--	--	--

- この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します
- 別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解承諾したので、下記、永代供養者について永代供養を(乙)は申込みます

※竹林精舎の法名塔(墓石)に故人様の俗名・戒名(法号)・年齢を彫刻して永遠に残しますか？
墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき3万円頂戴します。

竹林精舎埋葬者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお金・8月のお金は墓前にて供養。
妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

(乙)は別紙(または裏面)記載の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。
○ 家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は住職に確認してください。



妙鏡院 竹林精舎合祀墓永代供養規約

※申込についての注意事項※

- 第01条 申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。
- 第02条 永代供養の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、申請者(申請者が死去の場合)その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。
- 第03条 永代供養対象者(以下『対象者』という。)は、その宗旨(各宗派)に関わらず、妙鏡院の信者として供養を受けるものとする。
- 第04条 この竹林精舎(合同永代供養塔)に埋葬(納骨)出来るのは人間のみ。ペットの納骨は出来ない!
- 第05条 妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って埋葬者の供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第06条 妙鏡院は、遺骨のみを預かり位牌は預からないものとする。また、竹林精舎合祀墓の霊は遺骨を粉末にし、骨壺から出して納骨供養するため、他の永代供養への変更も出来ない。
- 第07条 永代供養者を永代供養過去帳に記入し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない
- 第08条 申込者は、妙鏡院が定める永代供養料(永代供養者人数分)納骨供養費(埋葬者人数分)※オプションを申請者された方は(オプション費)を支払う。(支払いは、申請時に全額とする)
- 第09条 妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年の合同永代供養料、寄付、供養塔の追加建設に関する費用を永遠に求めないことを約束する。**
- 第10条 妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者 お葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。(申込前にお布施・経費は位職に確認のこと)
- 第11条 永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、**1霊につき別途3万円**(お布施は変動あり)のお布施を頂戴する。また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。(位職に確認のこと)
- 第12条 申込承認書(契約書)を紛失した場合、再交付は絶対に致しません。(保管の際は十分に気を付けて下さい。)
- 第13条 竹林精舎埋葬者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお金・8月のお金は墓前にて供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。
- 第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院位職及び申込者で協議の上解決を図るものとする。
- 第15条 申請後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。

※妙鏡院竹林精舎永代供養塔へ納骨する時の絶対必需品※

死体火葬(埋葬)許可書、もしくは改葬許可書、印鑑、生花、菓子、果物、線香(大箱1)大口3号ローソク1箱
永代供養料1霊につき2万5千円と納骨供養料1霊につきお布施(お気持ち)、墓石刻印希望者1霊3万円

遺骨をゆうパックで郵送される方は納骨供養時にお供えとして使用するので

(お供え物 『花・菓子・果物・飲み物・線香1箱・ロウソク1箱』代金を別途お願いします)

仏様へのお供え物ですので、お供え物の金額は位職と相談して決定してください。

妙鏡院 竹林精舎合同永代供養墓 生前契約書

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	位 職	阿比留 節 眞



申請者	郵便番号	住 所	
(乙)	-		
申込者の氏 名			Ⓜ
申込年月日			年 月 日
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない
没年月日	歳	○×を付けて下さい
		墓石の彫刻

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない
没年月日	歳	○×を付けて下さい
		墓石の彫刻

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

--	--	--

- この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します
- 別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解(承諾)したので、下記、永代供養者について永代供養を(乙)は申込みます

※竹林精舎の法名塔(墓石)に故人様の俗名・戒名(法号)・年齢を彫刻して永遠に残しますか？
墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき3万円頂戴します。

竹林精舎埋葬者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお金・8月のお金は墓前にて供養。
妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

- (乙)は別紙(または裏面)記載の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。
- 家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は位職に確認してください。

妙鏡院 竹林精舎合祀墓永代供養規約

※申込についての注意事項※

- 第01条 申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。
- 第02条 永代供養の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、申請者(申請者が死去の場合)その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。
- 第03条 永代供養対象者(以下『対象者』という。)は、その宗旨(各宗派)に関わらず、妙鏡院の信者として供養を受けるものとする。
- 第04条 この竹林精舎(合同永代供養塔)に埋葬(納骨)出来るのは人間のみ。ペットの納骨は出来ない!
- 第05条 妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って埋葬者の供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第06条 妙鏡院は、遺骨のみを預かり位牌は預からないものとする。また、竹林精舎合祀墓の霊は遺骨を粉末にし、骨壺から出して納骨供養するため、他の永代供養への変更も出来ない。
- 第07条 永代供養者を永代供養過去帳に記入し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない
- 第08条 申込者は、妙鏡院が定める永代供養料(永代供養者人数分)納骨供養費(埋葬者人数分)※オプションを申請者された方は(オプション費)を支払う。(支払いは、申請時に全額とする)
- 第09条 妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年の合同永代供養料、寄付、供養塔の追加建設に関する費用を永遠に求めないことを約束する。**
- 第10条 妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者 お葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。(申込前にお布施・経費は位職に確認のこと)
- 第11条 永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、**1霊につき別途3万円**(お布施は変動あり)のお布施を頂戴する。また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。(位職に確認のこと)
- 第12条 申込承認書(契約書)を紛失した場合、再交付は絶対に致しません。(保管の際は十分に気を付けて下さい。)
- 第13条 竹林精舎埋葬者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお金・8月のお金は墓前にて供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。
- 第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院位職及び申込者で協議の上解決を図るものとする。
- 第15条 申請後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。

※妙鏡院竹林精舎永代供養塔へ納骨する時の絶対必需品※

死体火葬(埋葬)許可書、もしくは改葬許可書、印鑑、生花、菓子、果物、線香(大箱1)大口3号ローソク1箱
永代供養料1霊につき2万5千円と納骨供養料1霊につきお布施(お気持ち)、墓石刻印希望者1霊3万円

遺骨をゆうパックで郵送される方は納骨供養時にお供えとして使用するので

(お供え物 『花・菓子・果物・飲み物・線香1箱・ロウソク1箱』代金を別途お願いします)

仏様へのお供え物ですので、お供え物の金額は位職と相談して決定してください。

妙鏡院 竹林精舎合同永代供養墓 契約書

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1 番地	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	位 職	阿比留 節 眞



申請者	郵便番号	住 所	
(乙)	-		

申込者の氏名			
申込年月日	年	月	日
自宅電話			
携帯電話			

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない
没年月日	歳	○×を付けて下さい
		墓石の彫刻

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない
没年月日	歳	○×を付けて下さい
		墓石の彫刻

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

--	--	--

- この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します
- 別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解承諾したので、下記、永代供養者について永代供養を(乙)は申込みます

※竹林精舎の法名塔(墓石)に故人様の俗名・戒名(法号)・年齢を彫刻して永遠に残しますか？
墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき3万円頂戴します。

竹林精舎埋葬者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお金・8月のお金は墓前にて供養。
妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

- (乙)は別紙(または裏面)記載の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。
- 家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は位職に確認してください。

妙鏡院 竹林精舎合祀墓永代供養規約

※申込についての注意事項※

- 第01条 申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。
- 第02条 永代供養の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、申請者(申請者が死去の場合)その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。
- 第03条 永代供養対象者(以下『対象者』という。)は、その宗旨(各宗派)に関わらず、妙鏡院の信者として供養を受けるものとする。
- 第04条 この竹林精舎(合同永代供養塔)に埋葬(納骨)出来るのは人間のみ。ペットの納骨は出来ない!
- 第05条 妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って埋葬者の供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第06条 妙鏡院は、遺骨のみを預かり位牌は預からないものとする。また、竹林精舎合祀墓の霊は遺骨を粉末にし、骨壺から出して納骨供養するため、他の永代供養への変更も出来ない。
- 第07条 永代供養者を永代供養過去帳に記入し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない
- 第08条 申込者は、妙鏡院が定める永代供養料(永代供養者人数分)納骨供養費(埋葬者人数分)※オプションを申請者された方は(オプション費)を支払う。(支払いは、申請時に全額とする)
- 第09条 妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年の合同永代供養料、寄付、供養塔の追加建設に関する費用を永遠に求めないことを約束する。**
- 第10条 妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者 お葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。(申込前にお布施・経費は位職に確認のこと)
- 第11条 永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、**1霊につき別途3万円**(お布施は変動あり)のお布施を頂戴する。また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。(位職に確認のこと)
- 第12条 申込承認書(契約書)を紛失した場合、再交付は絶対に致しません。(保管の際は十分に気を付けて下さい。)
- 第13条 竹林精舎埋葬者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお金・8月のお金は墓前にて供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。
- 第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院位職及び申込者で協議の上解決を図るものとする。
- 第15条 申請後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。

※妙鏡院竹林精舎永代供養塔へ納骨する時の絶対必需品※

死体火葬(埋葬)許可書、もしくは改葬許可書、印鑑、生花、菓子、果物、線香(大箱1)大口3号ローソク1箱
永代供養料1霊につき2万5千円と納骨供養料1霊につきお布施(お気持ち)、墓石刻印希望者1霊3万円

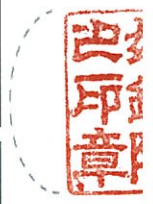
遺骨をゆうパックで郵送される方は納骨供養時にお供えとして使用するので

(お供え物 『花・菓子・果物・飲み物・線香1箱・ロウソク1箱』代金を別途お願いします)

仏様へのお供え物ですので、お供え物の金額は位職と相談して決定してください。

妙鏡院 竹林精舎合同永代供養墓 契約書

請負者	郵便番号	位 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城市松尾3892-1	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	位職	阿比留 節 眞



申請者	郵便番号	位 所	
(乙)	-		
申込者の氏 名			Ⓜ
申込年月日			年 月 日
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない
	歳	○×を付けて下さい
没年月日		墓石の彫刻

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない
	歳	○×を付けて下さい
没年月日		墓石の彫刻

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

--	--	--

- この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します
- 別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解(承諾)したので、下記、永代供養者について永代供養を(乙)は申込みます

※竹林精舎の法名塔(墓石)に故人様の俗名・戒名(法号)・年齢を彫刻して永遠に残しますか？
墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき3万円頂戴します。

竹林精舎埋葬者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお盆・8月のお金は墓前にて供養。
妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

(乙)は別紙(または裏面)記載の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。
○ 家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は位職に確認してください。

妙鏡院 竹林精舎合祀墓永代供養規約

※申込についての注意事項※

- 第01条 申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。
- 第02条 永代供養の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、申請者(申請者が死去の場合)その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。
- 第03条 永代供養対象者(以下『対象者』という。)は、その宗旨(各宗派)に関わらず、妙鏡院の信者として供養を受けるものとする。
- 第04条 この竹林精舎(合同永代供養塔)に埋葬(納骨)出来るのは人間のみ。ペットの納骨は出来ない!
- 第05条 妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って埋葬者の供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第06条 妙鏡院は、遺骨のみを預かり位牌は預からないものとする。また、竹林精舎合祀墓の霊は遺骨を粉末にし、骨壺から出して納骨供養するため、他の永代供養への変更も出来ない。
- 第07条 永代供養者を永代供養過去帳に記入し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない
- 第08条 申込者は、妙鏡院が定める永代供養料(永代供養者人数分)納骨供養費(埋葬者人数分)※オプションを申請者された方は(オプション費)を支払う。(支払いは、申請時に全額とする)
- 第09条 妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年の合同永代供養料、寄付、供養塔の追加建設に関する費用を永遠に求めないことを約束する。**
- 第10条 妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者 お葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。(申込前にお布施・経費は位職に確認のこと)
- 第11条 永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、**1霊につき別途3万円**(お布施は変動あり)のお布施を頂戴する。また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。(位職に確認のこと)
- 第12条 申込承認書(契約書)を紛失した場合、再交付は絶対に致しません。(保管の際は十分に気を付けて下さい。)
- 第13条 竹林精舎埋葬者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお金・8月のお金は墓前にて供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。
- 第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院位職及び申込者で協議の上解決を図るものとする。
- 第15条 申請後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。

※妙鏡院竹林精舎永代供養塔へ納骨する時の絶対必需品※

死体火葬(埋葬)許可書、もしくは改葬許可書、印鑑、生花、菓子、果物、線香(大箱1)大口3号ローソク1箱
永代供養料1霊につき2万5千円と納骨供養料1霊につきお布施(お気持ち)、墓石刻印希望者1霊3万円

遺骨をゆうパックで郵送される方は納骨供養時にお供えとして使用するので

(お供え物 『花・菓子・果物・飲み物・線香1箱・ロウソク1箱』代金を別途お願いします)

仏様へのお供え物ですので、お供え物の金額は位職と相談して決定してください。

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			